

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法											
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるもの全てに○)								(2) ケの内容			
		ア. 教育委員会のウェブサイトに制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時の健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるもの全てに○)	(4) エの内容・補足事項	
17	17	14	6	3	6	2	4	14	0	1	1	0	0
福井県	福井市	○	○	○								○	
福井県	敦賀市	○	○				○					○	
福井県	小浜市	○	○				○					○	
福井県	大野市	○			○		○		○			○	児童扶養手当現用届提出依頼文書の送付時に就学援助制度の書類を同封
福井県	勝山市	○			○							○	
福井県	鯖江市	○					○					○	
福井県	あわら市	○				○						○	
福井県	越前市	○	○	○	○	○	○					○	
福井県	坂井市	○					○					○	
福井県	永平寺町	○	○	○		○						○	
福井県	池田町	○					○					○	
福井県	南越前町	○					○	○				○	
福井県	越前町	○	○				○	○				○	
福井県	美浜町						○					○	
福井県	高浜町	○	○	○			○					○	
福井県	おおい町	○			○	○		○				○	
福井県	若狭町	○					○					○	

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法							
		(5) 就学援助(要保護・準要保護)の申請書の提出方法 (あてはまるもの全てに○)							
17	17	10	3	5	0	0	0	0	8
福井県	福井市	○							英語、中国語、ポルトガル語の申請書を作成している。保護者用の案内に年間所得の目安額を記載している。
福井県	敦賀市	○							就学時健診の通知を送付する際に、就学援助の制度についての案内を送付している
福井県	小浜市		○						
福井県	大野市		○						
福井県	勝山市	○							・転入者には学校事務の方から就学支援制度の説明をしてもらうようにしている。 ・今年度から担当になり、例に上がっていることなどを参考にして幅広く周知できることを模索中。 ・特別支援奨励費対象児童生徒でも準要保護援助費の対象になる世帯がいるが、個人情報の面でどのように知らせるといいのか悩んでいる。
福井県	鯖江市			○					
福井県	あわら市	○	○						就学時健診の際には、新入学生の保護者に入学準備金の案内を配布してもらうよう、養護教諭と連携している。
福井県	越前市	○							
福井県	坂井市	○							援助対象となる年間所得の目安等を案内に記載。福祉関係窓口に就学援助制度の案内文を設置。
福井県	永平寺町	○							
福井県	池田町			○					
福井県	南越前町	○							
福井県	越前町		○						全児童・生徒にチラシを配布
福井県	美浜町	○							
福井県	高浜町		○						
福井県	おおい町		○						新規で児童扶養手当の手続きをされる方には、就学援助制度の説明をしている。
福井県	若狭町	○							全児童生徒分の案内文書を教育委員会事務局において用意し、学校を通じて配布している。

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																																
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																																
		<小学校>																																
(1) 実施・検討状況について		(2) 工の内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期	(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)	(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知(あてはまるもの全てに○)												(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)																
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討をしている。				ア. 令和2年度(令和3年度新入学分)以前	イ. 令和3年度(令和4年度新入学分)以降	ウ. 令和4年度(令和5年度新入学分)以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬(入学式前)	ア. 教育委員会のウェブサイトに案内を掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内を掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内とともに配布	エ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	オ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	カ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布(兄弟姉妹がいる場合など)	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他一(6)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増えるから。	エ. その他一(8)	(8) エの内容				
17	17	15	1	1	0	0	15	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4	10	0	5	2	2	8	2	3	1	0	2	2	0	0	0	1	1
福井県	福井市	○					○											○		○			○											
福井県	敦賀市	○					○											○		○			○											
福井県	小浜市	○					○											○		○			○											
福井県	大野市	○					○											○		○			○											
福井県	勝山市	○																○																
福井県	鯖江市	○																○																
福井県	あわら市	○																○																
福井県	越前市	○					○											○		○			○											
福井県	坂井市	○					○											○		○			○						就学時健康診断の実施通知に就学援助(入学前支給)の案内を同封し保護者に配布					
福井県	永平寺町	○					○											○		○			○											
福井県	池田町						○																							要保護及び準要保護に限らず、小・中学校入学者には全員5万円を入学前に支度金として支給している				
福井県	南越前町	○																○		○			○											
福井県	越前町	○																○		○			○											
福井県	美浜町	○																○		○			○											
福井県	高浜町	○																○					○											
福井県	おおい町	○																○		○														
福井県	若狭町	○																○					○					新小学1年生の保護者には、直接郵送通知を行っている。						

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給(要保護及び準要保護)																				
		令和3年7月時点の実施(検討)状況(あてはまるもの1つに○)																				
		<中学校>																				
		(1) 実施・検討状況について		(2) 工の内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、乙と回答した場合は導入開始を検討(予定)している時期			(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期(複数回支給している場合は最初の時期)					(5) (4)でウと回答した場合、その理由(当てはまるもの全てに○)			(6) 工の内容						
17	17	15	1	1	0	0	15	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4	10	0	0	1	1
福井県	福井市	○					○										○					
福井県	敦賀市	○					○										○					
福井県	小浜市	○					○										○					
福井県	大野市	○					○										○					
福井県	勝山市	○					○										○					
福井県	鯖江市	○					○										○					
福井県	あわら市	○					○										○					
福井県	越前市	○					○										○					
福井県	坂井市	○					○										○					
福井県	永平寺町	○					○										○					
福井県	池田町						○													○	要保護及び準要保護に限らず、小・中学校入学者には全員5万円を入学前に支度金として支給しているため。	
福井県	南越前町		○																			
福井県	越前町	○					○										○					
福井県	美浜町	○					○										○					
福井県	高浜町	○					○										○					
福井県	おおい町	○					○										○					
福井県	若狭町	○					○										○					

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)					4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																							
		(1) 当てはまるもの1つに○		(2) 才の内容 補足事項	(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)																		(4) ソ、タ又はチを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項				
		ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて新たに認定基準を整備し、その基準により認定		ウ. 相談があつた場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他→(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税の減免	ウ. 市区町村民税の減免	エ. 国民年金保険料の免除	オ. 国民健康保険料の免除	カ. 児童扶養手当の支給	キ. 保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク. P-T-A会費、学級費等の学校納付金の減免	ケ. 個人資産税の減免	コ. 固定資産税の減免	サ. 学校納付金の納付状態の悪い者、星食、被服等が悪い者または被服等が行なわれている者	シ. 経済的な理由による欠席日数が多い者	ス. 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ. 生活福祉資金による貸付け	ソ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わる場合)と自動的に要件が変わるもの。(例:生活保護の1.3倍(1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。))	タ. 生活保護の基準額に一定の係数を掛けたものの(生活保護の基準額が変わる場合)と自動的に要件が変わるもの。(例:生活保護の1.3倍(1.3倍、1.5倍等)(係数(倍率)を(4)に記入してください。))	チ. 特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保険料の基準額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)を(4)に記入。)	ツ. 市区町村民税(所得割又は均等割)の基準額に一定の係数を掛けたもの(例:課税最低限度額の1.0倍、1.5倍等)→係数(倍率)を(5)に記入。	テ. その他→(6)				
17	17	3	2	11	1	0	0	8	9	6	5	5	11	2	3	3	3	5	4	5	4	1	3	7	0	4	11	0	4	2
福井県	福井市	○																					○				1.3			
福井県	敦賀市	○																					○				1.3			
福井県	小浜市	○																					○				1.5	1.3倍以上1.5倍未満は一部認定(学用品費のみ支給)		
福井県	大野市		○					○						○									○					特支奨励費の認定基準に準じる(係数1.3)		
福井県	勝山市	○						○						○			○					○					1.3			
福井県	鯖江市	○															○					○					1			
福井県	あわら市	○						○	○	○				○													・市民税の均等割りのみ課税 ・その他これらと同程度に困窮していると教育員会が認めたとき			
福井県	越前市	○						○						○								○								
福井県	坂井市	○						○						○			○					○					1.3			
福井県	永平寺町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.2					
福井県	池田町	○						○	○	○	○	○	○				○													
福井県	南越前町	○												○								○					経済的に生活が困難であると教育委員会が認めた世帯。(課税台帳による収入を特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる同基準額で割った数値が1.0未満のもの。)			
福井県	越前町	○												○			○					○					1			
福井県	美浜町		○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.2					
福井県	高浜町	○						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		1.3					
福井県	おおい町		○					○						○			○				○					経済的に困っている。 特別の事情がある家庭の主導者が急死、災害にあなど、経済的に困っている)				
福井県	若狭町		○																								加えて、対象児童等の日常生活及び家庭の事情を総合的に判断して認定している。			

		8. その他
都道府県	市区町村名	(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
17	17	0
福井県	福井市	
福井県	敦賀市	
福井県	小浜市	
福井県	大野市	
福井県	勝山市	
福井県	鯖江市	
福井県	あわら市	
福井県	越前市	
福井県	坂井市	
福井県	永平寺町	
福井県	池田町	
福井県	南越前町	
福井県	越前町	
福井県	美浜町	
福井県	高浜町	
福井県	おおい町	
福井県	若狭町	